

分権時代の地方税制 吉田和男 14.5.21

1 財源配分論ではなく望ましい地方税のあり方

2 望ましい地方税の性質

地方自治として適当な税 自由な税率の選択 ローカル・オプティマム

地域的なひずみの発生しない税 税による地域選択の小さな税 ラムゼイ

競争による均衡税率 均衡税率がゼロとならない税の選択

地域間で課税ベースの格差の小さな税

安定的な税収

地域の政策に適した税

3 各税に対する評価 望ましい地方税

個人所得への課税 控除を小さく比例的な税 人頭税

法人に対する課税 できる限り小さな課税

外形標準課税は適当でない 地方消費税

幹ではなく実に対する課税を

固定資産への課税 望ましい地方税制（社会資本のリターン）

消費税 付加価値税と小売売上税

料金 地方財政の柱とすべき ゴミ、水道、福祉、教育、文化 私的財

その他 環境税

4 財政調整

財政調整の不要な地方税制へ

ナショナル・ミニマムからローカル・オプティマムへ

生活保護型調整からネガティブインカムタックス型調整へ

上下2割を対象に

まずは適切な自治体規模 自治体経営のできる規模へ

5 財源配分論

将来の増税は現在の国債の担保 ないものの配分論

配分論は財政再建後の話 債務の配分論はナンセンス